

組合員の安全確保を 最大限優先すること！

「国民保護に関する業務計画について」業務委員会開催

3月20日、本部は「国民保護に関する業務計画について」の業務委員会を開催しました。平成16年9月17日に施行された国民保護法において、JR東海は指定公共機関とされており、同法の定めにより国民の保護に関する「業務計画」を作成し、内閣総理大臣に報告するというものです。業務委員会では、会社が作成した「業務計画」の概要説明を受けました。その中で、基本方針、安全の確保、運送の確保、運送の維持などについて大まかな考え方が明らかにされましたが、基本的に今回の事業計画は、既存の防災業務計画を準用する、JR各社と協議しほぼ同様の内容となっているというものでした（会社の説明資料は別紙参照）。

法律では、3月末までに報告するということが決められているにもかかわらず、いまだ作成途中であり、内容も抽象的で実際にどのように対応するのかなどについて明らかにされず、多くの問題がある内容でした。本来であれば、「業務計画」作成前に労働組合の意見を聞き十分協議し、議論を経て報告すべきものです。しかし、そのような協議がされずに今回の説明となりました。

したがって本部は、「業務計画」作成とその運用に当たって基本的に考えている事柄について主張し、会社の考え方、見解を求めました。①組合員の具体的な安全確保について、②業務計画に基づく具体的運用、業務指示に関することについて、③報告した「業務計画」の労働組合への開示について、④指定公共機関としての自主的判断のあり方について、などを協議しました。

以下、主な議論です。

1、組合員の具体的な安全確保について

組合：組合員の安全の確保は大前提であり、職場で発生しうる事象について具体的に議論すべきである。組合員の安全の確保が十分に出来ない場合は輸送は行わないということによいか。また、本人が危険と判断した場合は、その業務に就かないことが認められるのか。

会社：自主的に判断し安全が確保されない場合、輸送は行わない。しかし、判断は会社が責任を持って行うもので、個人の判断によるものではない。

組合：いわゆる有事の際には、どのような体制を取るのか。組合員・社員は24時間体制で対応するのか。

会社：これまでの防災業務計画の運用と同様の体制となる。ケースバイケースではあるが、対策本部を設置し情報収集など具体的に対応することになる。

組合：組合員、社員の安全確保を最優先とすること。

2. 業務計画に基づく具体的運用、業務指示に関することについて

組合：対策本部が設置されて具体的に運用する場合、通常業務との関係はどのようなものか。また、各地方も業務計画等を定め報告するのか。

会社：災害時などと同様の対応となる。業務計画は会社から地方自治体に連絡はするが、本社総務部が責任を持った対応となる。有事の想定が広すぎるので一概には言えないが、地方においてもケースバイケースで対策本部なども設置することとなる。

組合：組合員が安全と判断できないことを理由に業務指示について従えないと訴えた場合、どのような対応となるのか。

会社：安全の確保は会社が責任を持って行い判断することとなる。

組合：業務計画の運用に当たっては今後も十分協議をすること。

3. 報告した「業務計画」の労働組合への開示について

組合：本日の説明は全く抽象的である。具体的に業務計画を運用するのは現場であり組合員がその業務を担うこととなる。報告する業務計画を労働組合に開示すべきである。その上で問題点などについて協議すべきである。

会社：通達、ホームページなどで明らかにするので特に考えてはいない。

組合：業務計画そのものを労働組合に提示するのは当然であると考えている。報告後は速やかに内容を提示すること。

4. 指定公共機関としての自主的判断のあり方などについて

組合：輸送を優先するあまり安全確保に対する自主的判断を誤ってしまうことがあってはならないと考えるがどうか。

会社：まさに会社が責任を持って判断することとなる。自主的に判断し安全確保を行っていくこととなる。

組合：自衛隊員や兵器の輸送について、今回の法律の趣旨ではないと理解しているがどうか。

会社：国民の救護・輸送に関わることを定めているものであり、自衛隊や兵器の輸送について定めたものではないと理解している。

組合：今後組合員・社員の具体的な対応に関するQ&Aなどもつくるべきである。

以上が主なやりとりですが、運用に当たっての具体的な事柄が不明確のままです。問題点などについて今後も会社と協議を進めていきたいと考えています。意見・要望などを本部まで連絡してください。

以上

